

経済産業大臣 梶山弘志殿
鹿児島県知事 塩田康一般
霧島市長 中重真一般

SEJV合同会社（以下、SEJ）が提出した霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書に対する住民意見の概要と事業者の見解（以下、概要書）について住民意見を提出した地域住民として概要書に指摘したい事項があり、この文書を作成しました。お目通し願います。

◆背景

1. 大規模な太陽光発電事業で土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じる事例が多発していることから環境影響評価法施行令で対象事業に太陽光発電事業が加えられた。
2. Fit 法では認定取得後に長期間にわたって稼働をせずに建設費用逓減を待つ認定が多発している事を問題視。
3. Fit 法ガイドラインは事業計画作成の初期段階から太陽光発電事業者からの一方的な説明だけでなく、自治体や地域住民の意見を聴き適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応することが必要であると述べている。
4. 法令、ガイドラインに沿わない太陽光発電事業が計画され、地域住民との軋轢が生じている事例が全国至る所で発生している。過日、資源エネルギー庁を訪問した時に、法令、条例に違反していることが明確に確認できれば認定を取り消すこともあると伺った。
5. 最近の洪水について気象庁は観測史上初とか、過去の降雨量を参考に洪水対策を見直すべきとか、線状降水帯の予測は難しいなどの見解を述べている。

上記背景のもと、鹿児島県霧島市で 80 メガの太陽光発電事業の環境影響調査手続きが開始された。当文書は設備 ID:A892254H46 として認定を受けた太陽光発電所建設計画について、SEJ が鹿児島県、霧島市、経済産業省に提出した概要書に対し、住民の見解をまとめたものです。

設備情報 主要地番：霧島市霧島田口扇山 2704-1 他
発電事業者名：合同会社霧島ソーラーファーム
代表社員：蘇 慶

この地の太陽光発電は旧 Fit での認定であり、平成 26 年 3 月 12 日に乙女農園（株）が出力 80 メガの認定を受け、同地に重ねて正信ソーラーホールディングスが平成 26 年 3 月 12 日、出力 40 メガの認定を受けた理解しがたい状況であった。その後、現地は頻繁な土地売買が行われている。発電事業者と SEJ の関係については不明である。

資料中の意見番号 163、および 164 の SEJ 見解には「弊社が他社より譲り受ける前、国が定めた制度に基づき、既に太陽光発電用地として経済産業省より正式に認定されていた土地である」と主張しているが、経産省の認定を受ければ太陽光発電所建設が認められたわけではなく、地元合意、都道府県知事の認可を受けて初めて着工可能となる事を曲解している。SEJ は投資案件として買い受けたものである。

◆訴えたい事項

1. 環境影響評価の手続きでSEJは方法書縦覧後、市民に意見を求め、その概要をまとめ、見解を記入したものを関係官庁に提出するが、この概要に市民意見が網羅されているとは認められない。意見を提出した地域住民へはSEJの見解は通知されない。
2. 霧島市長、霧島市議会、霧島神宮を始め、地域の医療機関、老健施設、地域水利組合等の地域住民は具体的な理由を述べて反対を表明している。一方SEJは多額の投資を行っている事から撤退、規模縮小の意思を見せません。
3. SEJと霧島市との会議録に「霧島市が反対を表明するならば、素直に受け止めるが、ソフトバンクグループのような企業体でやったほうが、市にとっても市民にとっても良いと考える。1割以上の住民が反対した場合、手を引くことは構わない。」とあった。ソフトバンクグループはこの事業から撤退した。
4. 平成31年3月31日、SEJの地元対策を担うJPGSKの川村氏は地元住民への説明会で神話の里公園から見える範囲にはパネルを設置しないと明言（住民意見書No.88）、ところがSEJは概要書から除外している。
5. 地域住民は土木の専門家、メガソーラー事業に詳しい専門家、行政手続きに詳しい専門家の助言を得ながら意見書をまとめた。地域住民は方法書に示された事業実施区域図、土地利用計画図、調整池の配置図、切土盛土計画平面図、環境影響を受けるおそれがあると想定される範囲図、大気質、環境騒音・振動の調査地点図、道路交通騒音及び振動の調査地点図、水質の調査地点図、地下水の調査地域及び調査地点図、陸生動物の調査地点図、魚類、底生生物の調査地点図、植物の調査地点図、景観の調査地点図、人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点図、主要防災施設の諸元、環境影響調査項目について精査し、意見書を提出した。多くの問題点を指摘したがSEJの見解は今後鹿児島県と協議するとの記載が大半である。地域住民の懸念に答えていない。指摘した問題を反映した方法書への改訂を求めたが、応じず、あくまでも方法書に記載の条件で環境影響調査を実施する構えである。
6. 方法書に記載されている以下の点が大きな問題であり、方法書の訂正を求める。
 - (1) 主要防災施設である調整池の諸元が具体的に書かれていながらその機能に大きな懸念がある。
 - (2) パネル設置場所として632,816㎡を確保するためには、大量の切土盛土が発生し、大きな法面が必要であるが、その場所が明示されていない。
 - (3) 現地には小さな湧水が多数ある事、地質的にはシラスの中に大きな岩石がある事の認識が欠落した方法書である。
 - (4) 平成30年7月に広島市で発生した土石流により79名の死者がでた。地質は計画地のシラスと類似の真砂土であった。真砂土に包含された花崗岩のコアストーンが住宅地まで崩落してきた。計画地には巨石がシラスに包まれた地質であり、土石流発生の懸念が高い無謀な計画である事は明らかである。
 - (5) 残置森林が必要な場所に確保されていない。

令和2年7月27日

霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会

代表 神田嘉延 事務局 中村満雄

連絡先 鹿児島県霧島市霧島田口2703-99

電話 080-850-0803

メール：mituo.na@eos.ocn.ne.jp